



島根県報

平成30年11月22日（木）

号外 第 142 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委告示】

平成30年度島根県職員採用大学卒業程度試験（第2回）の実施

2

人 事 委 員 会 告 示**島根県人事委員会告示第10号**

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、平成30年度島根県職員採用大学卒業程度試験（第2回）を次のとおり実施する。

平成30年11月22日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成30年11月26日（月）から同年12月18日（火）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）。郵送による場合は、12月18日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、12月14日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
建築	1名	島根県の諸機関に勤務し、建築・住宅行政を推進するとともに、県有建築物に関する企画・設計・施工管理等に従事
埋蔵文化財保護	1名	島根県教育委員会事務局等に勤務し、埋蔵文化財の発掘調査・研究並びに文化財の保護等の業務に従事

(注) 1 申込受付後の試験区分の変更は、認めない。

2 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格**(1) 年齢、学歴、資格等**

試験区分	年 齢 ・ 学 歴 等
全試験区分	次のいずれかに該当する者 ア 昭和61年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者 イ 平成9年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に定める大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）を卒業した者又は平成31年3月31日までに卒業見込みの者

(2) 次の各号に該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

日 時		試験地及び試験場		合格発表
平成31年1月5日（土） （全試験区分共通）	受付時間 8：40～8：50 試験時間 9：00～17：00	松 江 市	島根県職員会館 （松江市内中原町）	1月25日（金）（予定）に県庁前 掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果

平成31年1月6日(日) (試験区分「建築」)	受付時間 8:40～8:50 試験時間(実技試験) 9:00～12:30 試験時間(面接試験) 13:30～			を通知する。
平成31年1月6日(日) (試験区分「埋蔵文化財保護」)	試験時間(面接試験) 9:00～			

(注) 面接試験の受験者ごとの予定時間は、申込締切後に受験申込者に対して通知する。

5 試験の種目、配点及び内容

試験種目及び配点	内 容
教養試験 (150点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による大学卒業程度の筆記試験
専門試験 (150点)	「建築」 専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験 「埋蔵文化財保護」 専門的な知識及び能力についての記述式による筆記試験
論文試験 (200点)	文章による表現力、課題に対する理解力等の試験
面接試験 (500点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書の提出)
実技試験 (200点)	専門的な知識及び能力等をみる目的での建築設計の筆記実技試験 ※試験区分「建築」のみ実施
適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。

6 専門試験出題分野

試験区分	出 題 分 野
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工
埋蔵文化財保護	考古学、日本史(古代史・中世史)、東洋史(古代史)、保存科学

7 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所及び島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒程度請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

ア インターネットにより申し込む場合

島根県人事委員会事務局のホームページの申込画面から申し込むとともに、所定の様式により自己紹介書を島根県人事委員会事務局に持参又は郵送により提出すること。自己紹介書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒程度資料」と朱書きし、簡易書留郵便にすること。

イ 持参又は郵送により申し込む場合

所定の申込書及び自己紹介書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、封筒の表に「大卒程度申込」と朱書きし、簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載された後、各任命権者がその中から採用者を決定する。なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

9 給与

初任給は、平成30年4月1日現在、大学卒22歳で月額180,203円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。